

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

国際大会派遣助成金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本以外の国および地域で開催される国際大会への参加を支援することにより競技者の競技力向上及びソフトテニスの国際振興を図ることを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする

- (1) 公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「本連盟」という）が日本代表の競技者を派遣することを決定した国際大会に参加する者で、日本代表以外のナショナルチーム選手。ただし、他から補助を受けていれば対象としない。
- (2) 本連盟に会員登録している者で、技術等級制度 2 級以上（小学生、中学生及び選手以外の者を除く。）及び公認審判員資格を有するもの

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) アジア地域の大会に出場する者 1名につき 30,000 円
- (2) アジア地域以外の大会に出場する者 1名につき 50,000 円

(交付申請等)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、事前に国際大会派遣助成金交付申請書(第1号様式)又は支部から第2条及び前条の規定に該当することを証する書類(大会申込書を含む)をその所属する支部の長を経由して会長に提出しなければならない。

(交付等の決定)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を国際大会派遣助成金交付決定通知(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(報告書の提出等)

第6条 助成金の交付を受けた参加者は、大会終了後30日以内に国際大会派遣報告書(第3号様式)をその所属する支部の長を経由して会長に提出しなければならない。この場合において、当該大会に参加した者の数が助成金の交付を受けた者の数に満たないときは、その差額を返還しなければならない。

- 附則
1. この規程は、平成18年4月22日から施行する。
 2. この規程は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
 3. この規程は、令和5年6月1日から施行する。